

さがみロボット産業特区 [指定：平成25年2月、認定：平成25年6月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.3 + 4.3) / 2 = 4.3$

4.3

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区発ロボットの商品化状況	175%	5
2	実証実験等の実施件数	190%	5
3	ロボット関連事業所の集積割合	67%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値 $(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.3$

4.3

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.3

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値 $(4.0 + 3.5 + 4.3) / 3 = 3.9$

3.9

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置による事業
 (事項)

・医療機器製造販売承認等の手続の円滑化
 (概要)

・厚生労働省から、企業等がロボットの实証実験にあたって医療機関に協力を求めることや、医療関係者に対してロボットのデモンストレーションを行うことについて医薬品・医療機器等法上の運用等が示され、実施に係る条件の詳細を確認できたことにより、各種ロボットについての薬事相談や、医療関係者が協力しての実証実験等を円滑に進めることができた。

(事項)

・利用できる周波数帯や利用場所の拡大及び手続の円滑化
 (概要)

・総務省から、電波のシールドが一定の条件を満たせば、実験試験局の免許なしでUWB帯を使った屋外実証も可能との見解が示されたことを踏まえ、平成26年2月に行った実証の成果を活用し、被災者探索ロボットの実用化を進めてきた。
 ・また、協議を通じて構築された総務省との連携体制の下、同省が開始した災害対応ロボットの電波利用円滑化に関する検討に県も参画している。

専門家による評価の平均値

4.0

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.3

正：平成27年3月末までに計画が認定された地区／準：平成27年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.3

・上市に向けてのノウハウが蓄積され、確実に商品化が進んでいるなど、神奈川県によるプラットフォームづくりが効果を
生み出し、全体として順調に進捗しているものと評価する。

・今後は、生活現場や臨床現場で使用された経験を蓄積し、実使用において健康アウトカムや患者・介護者・医療従事
者負担がどのように変化しているかについての検証が求められる。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.3

総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算 $(4.3 + 3.9 + 4.3 \times 2) / 4 = 4.2$

4.2

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

・評価は5～1(評点)で行う。

・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未
満を1とする。

・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当であ
る、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。